

## 徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第48号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

審査請求人は、平成28年10月24日、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県が国（農水省）の農協改良区の検査研修に出席した復命書及び研修内容の分かる資料等（H25年度～現在まで）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年11月7日、本件請求に係る公文書のうち平成25年度及び平成26年度の公文書については、「文書保存期限を過ぎており、文書が不存在である」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年度及び平成28年度の公文書については条例第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号に規定する情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成28年11月8日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

#### 4 諮問

実施機関は、平成29年2月24日、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

本来、国の研修に出席した復命書等は少なくとも3年から5年間はあるはずである。これら行為は正に、「<sup>おう</sup>枉法行為」そのものです。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び当審査会における実施機関の口頭理由説明によると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

##### 1 審査請求人が公開を求めている公文書について

審査請求人が公開を求めている公文書とは、平成25年度、平成26年度に農林水産省が都道府県の農業協同組合及び土地改良区の検査職員を対象として開催した研修に出席した県職員が作成した復命書及び研修において取得した資料（以下「本件書類」という。）と推察される。

##### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求において、実施機関が公文書公開請求拒否決定をした本件書類について、「本来、国の研修に出席した復命書等は少なくとも3～5年間はあるはずである。これらの行為は正に、「<sup>おう</sup>枉法行為」そのものです。」と主張している。

##### 3 実施機関の主張について

実施機関は、徳島県文書規程（平成13年徳島県訓令第13号。以下「規程」という。）に基づき作成しているファイル管理表において、復命書の保存期間を1年と定めている。

また、研修において取得した資料は復命書に添付しているものであり、保存期間は復命書と同じ1年である。

したがって、本件書類については、保存期間が満了し破棄していることから実施機関は本件書類を保有していない。

#### 4 結論

本件書類は、平成25年度及び平成26年度に作成又は取得したものであり、平成27年3月31日及び平成28年3月31日にそれぞれ保存期間が満了したことから破棄している。

したがって、実施機関（評価検査課）は、審査請求人が本件請求を行った平成28年10月24日には、これを保有しておらず、条例第7条第2号に該当することから、条例第12条第3項に基づき本件処分を行ったものである。

#### 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年2月24日	諮問
令和6年1月19日	審議

第 1 部会（第 7 回）	
令和 6 年 2 月 2 2 日 第 1 部会（第 8 回）	実施機関の口頭理由説明、審議
令和 6 年 3 月 1 8 日 第 1 部会（第 9 回）	審議

## 第 6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件事案の審査対象について

本件請求は、平成 2 5 年度から請求日時点までの農林水産省が開催した農業協同組合及び土地改良区の検査に関する研修に出席した評価検査課の職員が作成した復命書及び研修内容の分かる資料の公開を求めるものである。

これに対して実施機関は、本件請求に係る公文書のうち、平成 2 5 年度及び平成 2 6 年度に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）について本件処分を行い、平成 2 7 年度及び平成 2 8 年度に係る公文書については、公文書部分公開決定処分を行った。

実施機関は、研修において取得した資料は復命書に添付しているものであり、保存期間は復命書と同じ 1 年であると主張している。通常復命書のみを廃棄し、研修において取得した資料のみ保管するという取扱いは想定されにくいため、復命書と研修において取得した資料を一体の公文書として取り扱っているという実施機関の主張に不自然な点はない。この公文書の特定について、審査請求人は争っていないが、少なくとも 3 から 5 年は保管しているはずとして本件対象公文書は存在する旨主張している。一方で、実施機関は請求日時点において既に廃棄しているため保有していない旨主張しているので、以下、本件対象公文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

公文書管理規則（平成 1 3 年徳島県規則第 7 3 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項において「公文書の保存期間は、3 0 年、1 0 年、5 年、3 年、1 年及び 1 年未満の期間とし、その基準は、別表に定めるところによる」とされており、規程第 2 5 条第 1 項において「主務課長は、毎年度当初に電子決裁・文書管理システムによりファイル管理表（様式第 8 号）を作成しなければならない」とされている。実施機関は、規則に基づき本件対象公文書の保存期間を 1 年と定め、規程に基づきファイル管理表を作成していることが認められる。本件対象公文書は復命書であることから、規則別表の「四の 6 復命書（五の項に該当するものを除く）」又は「五の 6 復命書で軽易なもの」に該当するものであるが、実施機関の保存期間を 1 年と定めているという主張から、実施機関においては軽易な復命書であり、別表五の 6 に該当する公文書と

判断していると認められる。一般に軽微な研修であれば、復命書の作成自体が省略される場合があることも認められることから、当該研修の復命書は軽易なものであり、保存期間は1年であるとした実施機関の判断は不合理なものではない。

については、実施機関においては、規則に基づき判断し、保存期間を設定していると認められ、主張に不合理な点は認められない。

また、規則第9条第1項において、「公文書は、その保存期間(保存期間が延長された場合にあつては、延長後の保存期間)が満了したときに、徳島県立文書館に引き渡すものを除き、廃棄するものとする。」とされており、廃棄の起算日は、規則第6条第2項において、「前項の保存期間は、保存期間が1年以上の公文書が作成され、又は取得された日の属する年度の翌年度の4月1日から、(中略)起算するものとする」とされている。加えて、服務規程第10条第3項には、「職員は、出張から帰任したときは、直ちに上司に口頭をもつてその概要を報告するとともに、週休日、休日及び代休日を除き、五日以内に復命書を作成して、これを提出しなければならない。」とされている。

本件対象公文書は平成25年度及び平成26年度に農林水産省が開催した農業協同組合及び土地改良区の検査に関する研修に出席した評価検査課の職員が作成した復命書であり、一般に、業務のための研修を年度末に行うとは考えにくいことから、復命書は当該年度中に作成されているものと認められる。その場合の保存期間は実施機関の主張のとおり平成25年度の書類においては、平成27年3月31日までとなり、平成26年度の書類においては、平成28年3月31日となる。

については、請求日において本件対象公文書は保存期間が満了し既に廃棄しているという実施機関の主張は妥当であり、特に不自然、不合理な点は認められない。

### 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	